平成２４年（再イ）第２２号
広島市安芸区矢野南５丁目４番40―504号
再生債務者　田坂　成司
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月19日から平成24年７月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第８号
山形市陣場１丁目１番３号　レオパレス陣場105号
再生債務者　髙橋　裕子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第９号
山形県寒河江市六供町１丁目４番２号
再生債務者　小林　元弘
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１８号
埼玉県深谷市東方町１丁目７番地18
再生債務者　森田　敏夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再イ）第１９号
埼玉県深谷市東方町１丁目７番地18
再生債務者　森田　秀子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再イ）第８９号
横浜市青葉区さつきが丘15番地30　カジノ・サングリーンビュー405号
再生債務者　網代　修一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２３号
新潟市中央区愛宕１丁目６番地２　ダンキーＴ号
再生債務者　三浦　清香
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第５号
大阪府和泉市寺田町２丁目１番８―202号
再生債務者　田中　武雄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月20日から平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１３号
奈良県橿原市飛騨町71番地の２
再生債務者　西村　　章
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月20日から平成24年７月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（再イ）第６号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｆ棟504号
再生債務者　原　　修平
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月20日から平成24年６月27日まで
山口地方裁判所

平成２４年（再イ）第３号
香川県綾歌郡国分寺町福家甲3384番地６
再生債務者　花澤久美子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再イ）第１０号
大分市上田町12―１　チュリス古国府１―314
再生債務者　末永　善久
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第６号
宮崎県延岡市北川町長井6504番地
再生債務者　甲斐　眞二
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（再イ）第１５号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ―２―1006号
再生債務者　川﨑　晴久
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

厚生年金基金変更公告

大阪府水道工事業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　大阪市西区西本町１丁目３番15号
2．旧事務所の所在地　大阪市北区野崎町９番13号
3．変更年月日　平成24年５月28日
平成 24 年５月 29 日
大阪府水道工事業厚生年金基金

企業年金基金変更公告

三和シヤッター企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都板橋区新河岸２丁目３番５号
2．旧事務所の所在地　東京都新宿区西新宿２丁目１番１号
3．変更年月日　平成24年５月28日
平成 24 年５月 29 日
三和シヤッター企業年金基金
理事長　石倉　俊文

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第112条、確定給付企業年金法第８条及び第78条の規定により次のとおり公告します。
1．基金の名称　マルハニチロ企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都江東区豊洲三丁目２番20号
3．理事長の氏名及び住所　栗田　和明　千葉県船橋市松が丘５丁目49番４号